

経営所得安定対策について

平成25年10月9日

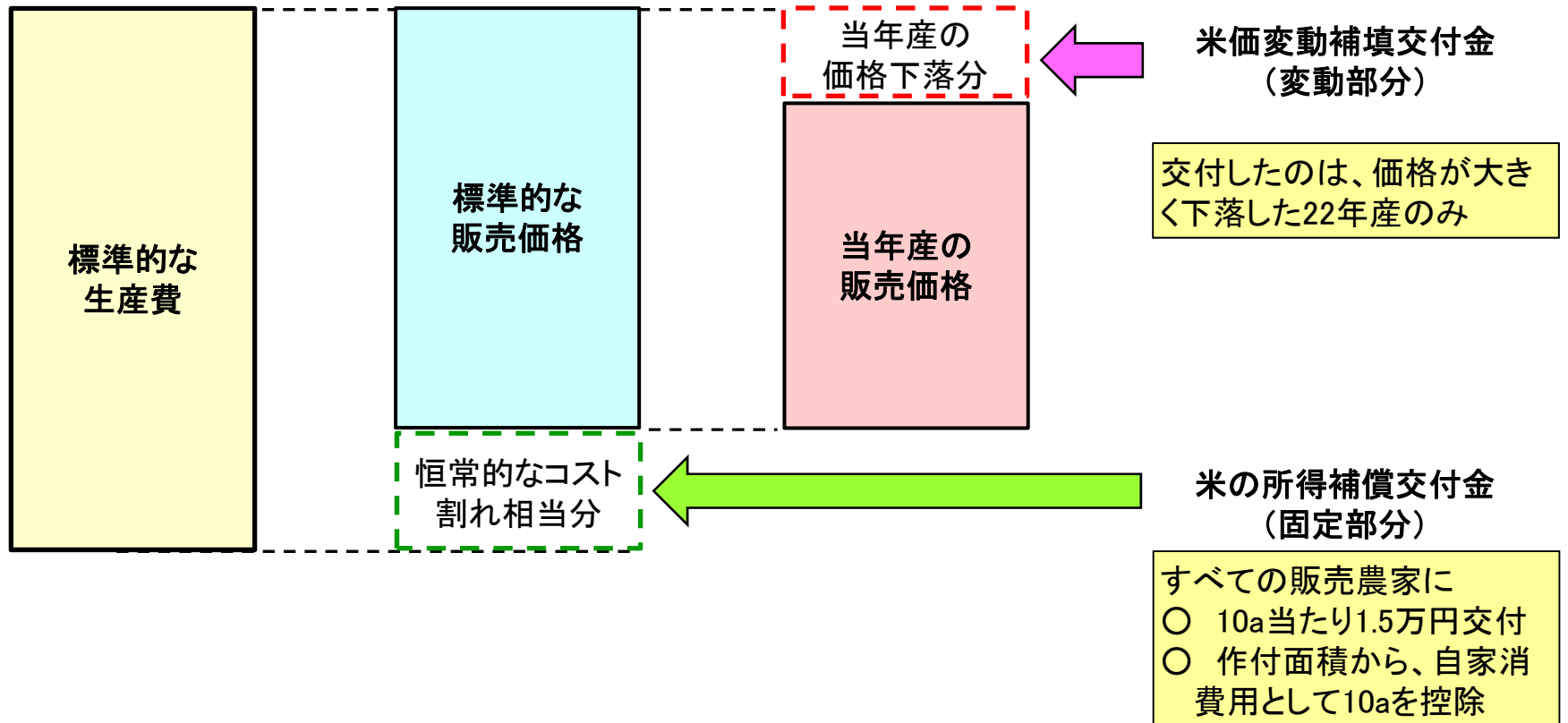
農林水産省

経営所得安定対策について

※26年産以降の経営所得安定対策のあり方について、与党と協議を進めているところ

	担い手経営安定法に基づく経営安定対策 (H19～21)	予算措置としての米の所得補償制度 H22～25 〔25年度は経営所得安定対策に名称変更しつつ、 暫定的に24年度と同じスキームで実施中〕
コンセプト	<p>①生産条件不利補正対策 諸外国との生産条件格差から生ずる不利(コスト割れ)を補填(畑作物が対象。米は高い国境措置があるため対象外)</p> <p>②収入減少影響緩和対策 生産者の抛出を伴うセーフティーネットとして収入減少の影響を緩和(畑作物に加え、米も対象) 〔・抛出は、生産者と国が1対3 ・基準収入から下がった分の9割を補填〕</p>	<p>○米について左より手厚い制度を導入</p> <p>①米の所得補償交付金 米もコスト割れしているとして補填 (10a当たり1.5万円) 〔25年度予算額 1,613億円〕</p> <p>②米価変動補填交付金 米価が標準的販売価格より低下した場合、生産者の抛出なく補填(標準的販売価格からの低下分を10割補填) 〔25年度予算額 (24年産について) 84億円〕 〔所要額は米価の動向による。 平成22年産は1,539億円交付〕</p>
対象者要件	<p>①認定農業者のうち 都府県 4ha以上 北海道 10ha以上 いずれも市町村特認あり 〔21年度加入件数 米のみ 7.2万件 米・畑作物 8.5万件〕</p> <p>②集落営農のうち 20ha以上 市町村特認あり</p>	<p>すべての販売農家 〔24年度加入件数 98万件〕</p>
備考	○政策大綱発表から法施行までに十分時間をとった(1.5年)にもかかわらず、面積要件が小規模農業者切捨てとの批判を受け、与野党の政治的対立点となった	○左の対策に対する対抗策として導入されたもの ○導入時の野党(自民党)は、構造政策と矛盾するバラマキとして批判していたところ

米の所得補償制度の概念図



経営規模別の状況

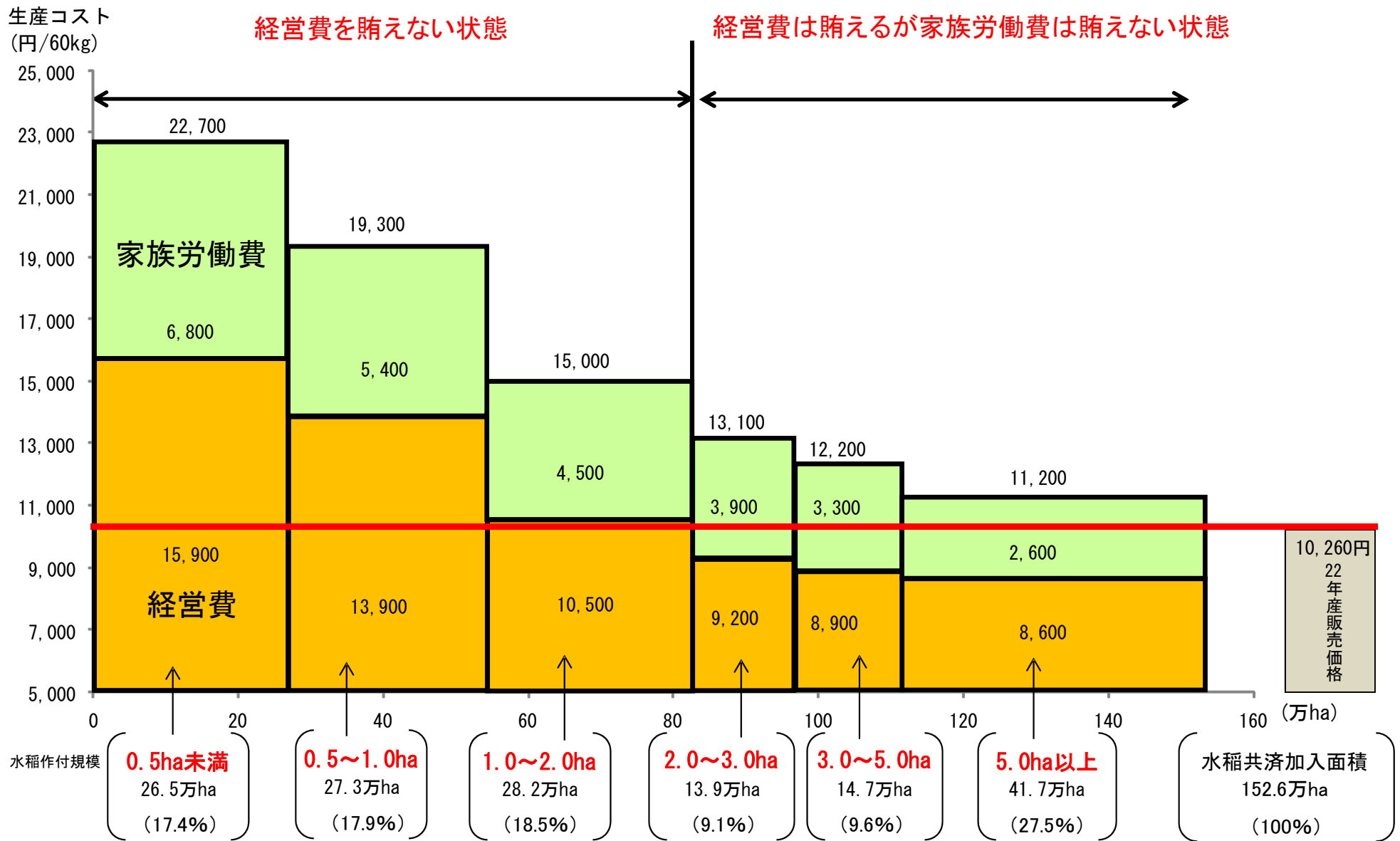
○ 主食用米の作付規模別の支払実績(平成24年産)

	単位	合計	0.5ha 未満	0.5 ~1.0	1.0 ~2.0	2.0 ~3.0	3.0 ~5.0	5.0ha 以上	
米の所得補償交付金 支払対象者数	万件	98.1	49.8	24.5	13.5	3.9	2.9	3.4	
支払対象者数シェア	%	100.0	50.7	25.0	13.8	4.0	3.0	3.5	← 2.0ha以上の 1割の農業者に
支払額	億円	1,552	136	220	259	136	163	638	
支払額シェア	%	100.0	8.8	14.2	16.7	8.8	10.5	41.1	← 金額の6割を 支払い

615億円

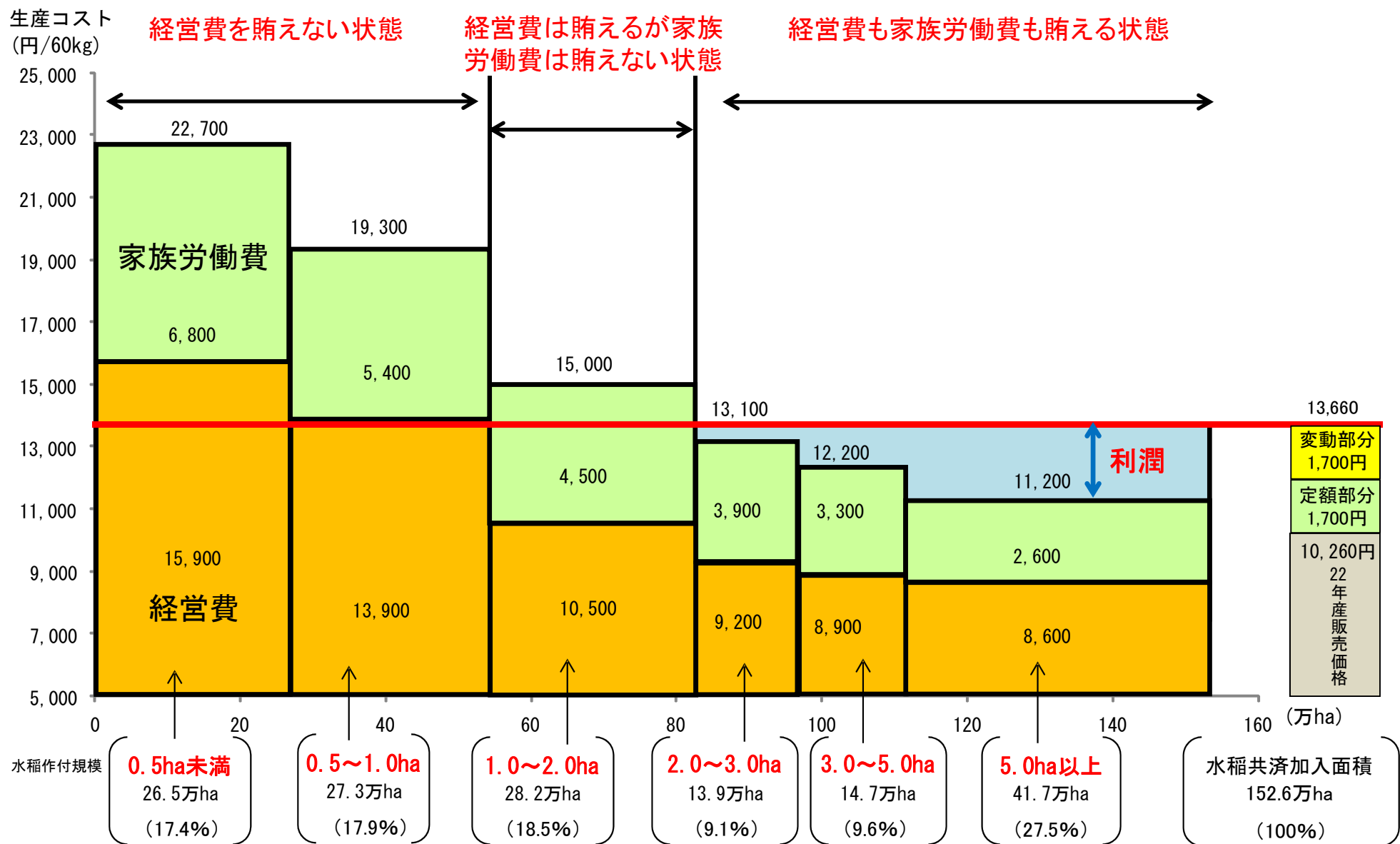
米の所得補償制度が経営に与える影響(米価変動補填交付金も交付された22年産で試算)

(1) 何の対策もない場合(平成22年産)



注1: 水稲共済加入面積には、新規需要米等の面積が含まれる。
 注2: 生産コストは、平成21年産米生産費。

(2) 所得補償を行った場合(平成22年産)



注1:水稲共済加入面積には、新規需要米等の面積が含まれる。
注2:生産コストは、平成21年産米生産費。